

7. いじめ、暴力行為、不登校、少年非行、自殺等に対する取組の推進

(前年度予算額 1,066,449千円)

21年度予算額(案) 1,066,530千円

1 趣 旨

大きな社会問題となっているいじめの問題や、依然として相当数に上り、複雑化、多様化している問題行動や不登校などへの対応の充実等、学校が抱えている課題への対応が強く求められている。

このため、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や関係機関等と連携した取組、いじめられている児童生徒の立場に立った取組を促進し、その際には、外部の専門家等からなる「学校問題解決支援チーム」などを有効活用した取組の調査研究を行う。

また、教育相談を必要とする児童生徒が適切な教育相談を受けることができるよう、「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」等の活用など教育相談体制の整備を支援するとともに、自殺防止に向けた取組を調査研究する。

2 内 容

1. いじめ対策緊急支援総合事業 104,626千円(105,061千円)

いじめ問題の深刻化に対応して、①いじめ等の問題行動が生じた際に外部の専門家の協力を得た効果的な取組の在り方や、②小学生期における適切な人間関係の構築方法等に係る優れた教育実践や、メンタルフレンド等の外部人材の活用やピア・サポート等を通じた異年齢交流の取組の調査研究、③中・高校生によるいじめをなくすための主体的な組織づくりや活動を支援する取組の調査研究を行う。

- ・学校問題解決支援事業 6地域
- ・いじめ未然防止に向けた社会性育成事業 30地域
- ・子どもたちによる「いじめ根絶運動」支援事業 30地域

2. 問題を抱える子ども等の支援事業(拡充)

955,712千円(955,123千円)

児童生徒の問題行動等に対応するため、①未然防止、早期発見・早期対応につながる取組、②関係機関等と連携した取組、③教育支援センター(適応指導教室)を活用した取組、④教育プログラム等の開発のための取組、といった観点からの効果的な取組について調査研究を行う。

- ・問題を抱える子ども等の自立支援事業（①～③） 90 地域
- ・問題行動等への対応におけるNPO等の活用に関する実践研究事業（④） 17 団体

3. 児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する調査研究

6,192千円（6,265千円）

自殺総合対策大綱等を踏まえ、児童生徒の自殺の特徴や傾向などを分析しながら、児童生徒の自殺予防の在り方について調査研究を行う。

4. スクールカウンセラー等活用事業（拡充）

14,260,610千円の内数

【学校・家庭・地域の連携協力推進事業（補助事業）に統合】

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや児童が気軽に相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」等を配置するとともに24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制の整備を支援する。

補助率：1／3

・スクールカウンセラーの配置

中学校 10,077校

小学校 1,105校 → 3,650校

緊急支援派遣 650校

・子どもと親の相談員等の配置

子どもと親の相談員 910校

生徒指導推進協力員 210校

・24時間体制の電話相談の実施 65 県市

【生涯学習政策局に計上】

5. スクールソーシャルワーカー活用事業

14,260,610千円の内数

【学校・家庭・地域の連携協力推進事業（補助事業）に統合】

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて、支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援する。

補助率：1／3

65 県市 1,040人

【生涯学習政策局に計上】

いじめ対策緊急支援総合事業

平成21年度予算額(案): 104,626千円

(平成20年度予算額 : 105,061千円)

I. 学校問題解決支援事業

学校だけでは解決困難ないじめ等の問題行動等に対応するため、外部の専門家等からなるチームの設置・派遣の在り方等について調査研究を行う。

Type I 危機管理・緊急支援タイプ

いじめ自殺や外部侵入者による重大犯罪など生徒指導上の重大事案の際に、保護者への対応、児童生徒等の心のケア、マスコミ対応等事態の沈静化、静謐な教育環境確保に当たる

警察OB

大学教授

精神科医

精神保健福祉士

臨床心理士



弁護士

教員OB

Type II 日常支援タイプ

解決が難しいいじめ等の生徒指導上の事案に対し、保護者ないし学校の要請を受け、関係者間の調整を図り、円滑な解決を支援する

①専門家配置・派遣(6地域におけるモデル事業)

②教職員等の資質向上に係る研修会の開催 ③全国協議会開催による情報・ノウハウ共有を緊急実施し、

○ モデル事業実施を契機とした、専門家等による支援体制の継続的構築

○ 問題行動対応に係る教職員の資質向上を全国的に図る
(専門家に見て学び、専門家に頼らない支援もできるようにする)
を図る。

II. いじめ未然防止に向けた社会性育成事業

特に小学生期における適切な人間関係の構築方法等に係る優れた教育実践や、メンタルフレンド等の外部人材の活用やピア・サポート等を通じた異年齢交流の取組など様々な活動を支援し、ノウハウを蓄積させ、モデル地域(30地域)内で共有・普及させることで、地域での取組の浸透を図る。

【活動例】

- ・通常の学級編成によらない、縦割りによる異年齢集団による課外活動
(特に年長児童のリーダー性を育むとともに、互いの自己有用感を高める)
- ・互いの長所を見つけ、ほめ合う活動を通じて、自己理解や他者理解を深める活動
(仲間づくりや思いやりなどの社会性を獲得する)
- ・友人から仲間外れにされる場面のロールプレイ(相手の立場に立って考える習慣を身に付ける)

III. 子どもたちによる「いじめ根絶運動」支援事業

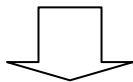
生徒会等が立ち上がり、児童生徒自身によるいじめ撲滅に向けた活動や、いじめゼロに向けた望ましい人間関係づくりに資する活動など、いじめ問題に対する中・高校生の自主的・主体的な活動を支援し(30地域程度)、モデル地域内での気運醸成・継続的な取組の定着を図る。

問題を抱える子ども等の支援事業

平成21年度予算額(案):955,712千円(955,123千円)

背景

いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待、高校中退など、児童生徒の問題行動等は、依然として相当数に上り、生徒指導上の課題は多岐にわたるとともに、問題行動等が複雑、多様化しているため、解決が一層困難な事例が増加。



重要

- ① 問題は小さなうちに芽を摘み、悪化するのを未然に防ぐ。
- ② 関係機関等とのネットワークを構築し、問題解決に当たって行動連携を図る。
- ③ 学校外の相談体制を整備する。
- ④ 問題行動等の解決のためのプログラムを開発する。

I. 問題を抱える子ども等の自立支援事業

① 未然防止、早期発見・早期対応につながる取組

<具体例>

- ・学級内でのトラブルを未然に防ぐための学級集団作りの取組
- ・効果的な小中連携の在り方に関する取組
- ・問題行動等の予兆が見られる児童生徒の状況把握の在り方に関する取組

② 関係機関等と連携した取組

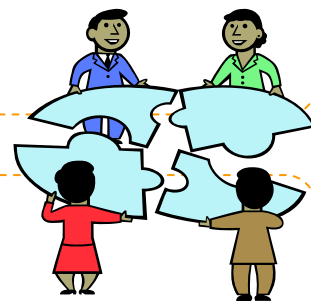
<具体例>

- ・サポートチームを活用した児童生徒への支援の在り方に関する取組
- ・第三者的な機関を活用した児童生徒の相談体制の在り方に関する取組
- ・非行防止教室等の効果的な実施方法に関する取組

③ 教育支援センター(適応指導教室)を活用した取組

<具体例>

- ・不登校児童生徒の家庭に対する効果的な支援の在り方に関する取組
- ・学校復帰後の継続的な支援の在り方に関する取組
- ・教育支援センターを中核とした地域の関係機関・団体等との連携の在り方に関する取組



II. 問題行動等への対応におけるNPO等の活用に関する実践研究事業

④ 教育プログラム等の開発のための取組

<具体例>

- ・怒りや感情をコントロールする、児童生徒の発達段階に応じたアンガーマネジメントプログラムの開発
- ・他者との人間関係に困難を抱える児童生徒のためのソーシャルスキルトレーニングの開発
- ・不登校児童生徒が学校復帰を目指すためのステップアッププログラムの開発

児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する調査研究

平成21年度予算額(案):6,192千円
(平成20年度予算額 :6,265千円)

【児童生徒の自殺問題の状況】

児童生徒の自殺問題については、連鎖的な自殺の発生やいわゆるネット自殺の問題に加え、いじめを苦にした自殺が相次ぐなど、自殺防止への対応は教育上の重要な課題。

※参考:平成17年度全国公立小中高等学校自殺者数 103人
(文部科学省調べ)

これまでの取組

- ・命を大切にせる教育
- ・教育相談体制の充実
- ・いじめ対策
- ・有害環境対策
- ・教員のメンタルヘルスなど

自殺予防に向けての 政府の総合的な対策について

〔平成17年12月〕
自殺対策関係省庁連絡会議

- ・命の大切さを実感できる教育の推進
- ・教育相談体制の充実
- ・自殺予防の取組に関する調査研究
- ・教職員やスクールカウンセラーの資質向上

自殺対策基本法

〔平成18年6月成立〕

- (国・地方公共団体が行う基本的政策)
- ・自殺防止に関する調査研究の推進
 - ・情報収集、整理、分析及び提供
 - ・教育活動、広報活動等を通じた、自殺の防止等に関する普及啓発
 - ・自殺防止等に関する人材養成
 - ・国民の心の健康の保持に係る体制の整備

自殺対策の一層の充実

自殺総合対策大綱

〔平成19年6月成立〕

(当面の重点施策)

- ①自殺の実態把握
- ②国民の理解促進
- ③早期発見、早期対応を図るための人材育成
- ④心の健康づくりのための体制整備
- ⑤適切な精神科医療体制の充実
- ⑥社会的支援による自殺防止
- ⑦未遂者への再発防止支援
- ⑧遺族への支援
- ⑨民間団体との連携強化

児童生徒の自殺の特徴や傾向等を分析して、学校現場に資する自殺予防の対応方策の在り方について検討することが重要。

→自殺予防教育プログラムの作成や自殺予防のための体制整備等に向けて、
専門家や学校現場の関係者による調査研究を実施。

【主な検討事項】

- ・教師に対する自殺予防に関する研修の在り方(研修プログラムの開発)
- ・児童生徒を直接対象とした自殺予防教育の構築(指導プログラムの作成)
- ・家庭と連携した児童生徒の自殺予防への対応 など

都道府県等への普及啓発を図り、児童生徒の一層の自殺防止に資する。

スクールカウンセラー等活用事業

平成21年度予算額(案) 学校・家庭・地域の連携協力推進事業 14,261百万円の内数



教職員

家庭(保護者)



助言・援助

助言・援助

「子どもと親の相談員等の配置」事業

○子どもと親の相談員 910校
児童生徒が悩みや不安を気軽に相談できる話相手



○生徒指導推進協力員 210校
非行行為の早期発見、緊急時の対応



相談

スクールカウンセラー事業

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者

- ・児童生徒へのカウンセリング
- ・教職員に対する助言・援助
- ・保護者に対する助言・援助

〔中学校への配置 10,077校
小学校への配置 1,105校 → 3,650校
緊急支援派遣 650校〕



相談

相談

小学生

中学生

相談

相談

電話相談事業

- ・24時間体制での教育相談を実施 65県市
- ・全国统一ダイヤル
- ・相談窓口紹介カードの作成・配布



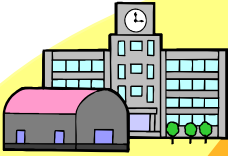
スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業

平成21年度予算額(案) 学校・家庭・地域の連携協力推進事業 14,261百万円の内数

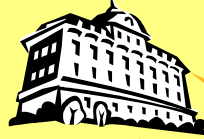
補助事業者：都道府県・指定都市

人数：1,040人

学校



関係機関



児童相談所
福祉事務所
保健・医療機関
適応指導教室
警察
家庭裁判所
保護観察所 等



スクールソーシャルワーカー
(SSW)

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者

【校内体制づくり】

- ・校内チーム体制の構築
- ・教職員のサポート
- ・教職員等への研修 など

【関係機関との連携】

- ・ネットワークの構築
- ・関係機関との調整
- ・情報・行動連携 など

児童生徒が置かれた様々な
環境の問題への働き掛け

友人



家庭



地域



児童生徒



不登校

児童虐待

いじめ

暴力行為

● 問題行動等の背景には、児童生徒が置かれた様々な環境の問題が複雑に絡み合っている。そのため、

- ① 関係機関等と連携・調整するコーディネート
- ② 児童生徒が置かれた環境の問題(家庭、友人関係等)に働き掛けること等が求められている。

学校・家庭・地域の連携協力推進事業

(新規)

平成21年度予算額 14,261百万円

事業の内容

改正教育基本法第13条(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)の規定を踏まえ、それぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指し、地域の実情に応じた学校・家庭・地域の連携協力のための様々な具体的仕組みを促進し、社会全体の教育力の向上を図る。【補助事業：補助率1/3】

放課後子ども教室推進事業

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもたちの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を支援する。

【箇所数】15,000箇所

学校支援地域本部事業

地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」を設置し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを支援する。

【箇所数】3,400箇所

地域ぐるみでの学校安全体制整備推進事業

スクールガード・リーダーによる巡回・学校や学校安全ボランティアに対する警備のポイント等の指導、学校安全ボランティアの養成のほか、新たに、各地域における子どもたちの見守り活動に対する支援を行う。

【箇所数】スクールガード・リーダーを小学校5校に1人
(2,900人→4,500人)

スクールソーシャルワーカー活用事業

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて、支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援する。

【箇所数】65県市 1,040人

スクールカウンセラー等活用事業

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや児童が気軽に相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」等を配置するとともに24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制の整備を支援する。

【箇所数】スクールカウンセラーの配置

小学校(1,105校→3,650校)、中学校(10,077校) 等

家庭教育支援基盤形成事業

身近な地域における家庭教育支援を広く実施するため、「家庭教育支援チーム」の定着を図るとともに、持続可能な支援を行うための地域人材を養成し、多くの親が集まる様々な機会を活用して学習機会を提供する。

【箇所数】1,800地域

8. 情報モラル教育の推進

| | |
|------------|------------|
| (前年度予算額 | 465,647千円) |
| 21年度予算額(案) | 426,587千円 |

1 趣 旨

学校教育の情報化については、我が国のICT戦略である「IT新改革戦略」(平成18年1月IT戦略本部決定)等に掲げられた目標達成に向けて、一層の推進を図っているところであり、これまで教育用コンピュータ整備等のICT環境整備の促進や、教員のICT活用指導力の向上等のための施策を講じてきたところである。

環境整備の促進や指導力の向上等のためには、教員のサポート体制や計画的な環境整備等、教育の情報化を計画的かつ組織的に展開する必要があるものの、多くの学校や教育委員会において、体制の整備が不十分である。

また、昨今の子どもたちを取り巻くインターネット上の違法・有害情報に起因する問題への対応も引き続き重要課題となっている。

これらを総合的に推進するため、「学校教育情報化推進総合プラン」において、①ICT教育の充実、②学校のICT環境の整備、③教員のICT指導力の向上、④校務の情報化の推進及び⑤情報モラル教育の推進等の観点から調査研究事業等を実施する。特に、先の国会で成立した「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」への対応を図るとともに、新学習指導要領の円滑な実施に向けて、情報モラル等教育の推進事業を新たに実施する。

2 内 容

| | |
|---|----------------------|
| 学校教育情報化推進総合プラン | 426,587千円(465,647千円) |
| 1. 先導的教育情報化推進プログラム | 328,429千円(401,062千円) |
| ○先導的かつ効果的な取組に関する実践的な調査研究を実施 | |
| 13テーマ 指定期間:3年間 | |
| ○教育情報化総合支援モデル事業 | |
| 教員のサポート体制や計画的な環境整備等、教育の情報化を計画的かつ組織的に進める地域の取組みを支援する。 | |
| 5地域 指定期間:3年間 | |
| 2. 教育の情報化推進のための調査研究事業 | 14,898千円(14,948千円) |
| 学校教育の情報化に係る諸課題についての調査研究を実施する。 | |
| 3. 学校における情報モラル等教育の推進事業(新規) | 69,937千円(新規) |
| ○情報モラル専門員派遣 | |
| 情報モラル専門員を地域に派遣し、指導主事及び教員と連携した情報モラル指導のモデルを確立する。 | |
| 実施箇所数:政令市1、中核市7、10万人都市7 | |
| ○情報モラル等教員指導者養成 | |
| 指導主事等を対象とした情報モラル教育の研修を実施し、新学習指導要領における情報モラル教育が確実に実施されるよう教員の指導力の底上げを図る。 | |
| 実施箇所数:7地域 | |
| 4. ICT人材育成プロジェクト | 13,323千円(13,568千円) |
| 高度ICT人材の育成を目的とした短期集中講座等を実施。 | |
| 5. 前年度限りの経費(情報モラル教育のための調査研究) | 0千円(36,069千円) |

学校教育情報化推進総合プラン

平成21年度予算額(案) 427百万円
(平成20年度予算額 466百万円)

「IT新改革戦略」等に基づき、学校教育の情報化を総合的に推進

「IT新改革戦略」に掲げる政策目標

これらの目標を実現するために、国として所要の施策を総合的に推進

ICT教育の充実

学校のICT環境の整備

教員のICT指導力の向上

校務の情報化の推進

情報モラル教育の推進

高度ICT人材の育成

○先導的教育情報化推進プログラム

- ・先導的かつ効果的な取り組みに関する実践的な調査研究を実施。

○教育情報化総合支援モデル事業

- ・教員のサポート体制や計画的な環境整備等、教育の情報化を計画的かつ組織的に進める地域の取り組みを支援する。
実施箇所数：5地域 ・指定期間：3年間

○教育の情報化推進のための調査研究事業

- ・学校教育の情報化に係る諸課題についての調査研究を実施。
・教育の情報化に関する検討会
学習指導要領下における「情報教育」実施上の諸課題の解決を目指した指導事例の収集・開発等を実施。

○学校における情報モラル等教育の推進事業(新規)

- ・情報モラル専門員を地域に派遣し、指導主事及び教員と連携した情報モラル指導のモデルを確立する。
- ・指導主事等を対象とした情報モラル教育の研修を実施し、新学習指導要領における情報モラル教育が確実に実施されるよう教員の指導力の底上げを図る。

OICT人材育成プロジェクト

高度ICT人材の育成を目的とした短期集中講座等を実施。

①情報モラル専門員派遣

学校における情報モラル教育は喫緊の課題でありながら、指導主事及び教員の情報モラルに関する知識が不足しており、子どもに対する十分な教育が実施出来ていない。そこで地域に専門家を派遣し、指導主事をサポートしつつ、学校における情報モラル教育の充実を図る。

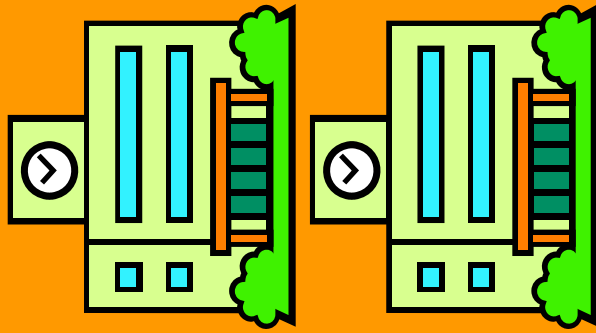
専門員



数力所でモデル的に専門員を派遣



指導主事との連携



指導主事と専門員が域内の学校を周り、情報モラル教育の指導や指導上の教育相談を行う。

専門員を効果的に活用し、指導主事、教員と連携した学校における情報モラル教育のモデルが完成する。

②情報モラル等教員指導者養成

新学習指導要領では各教科等の指導の中で情報モラル教育を確実に実施することが位置づけられた。しかしながら、情報化の進展が早く教員がこれに則した指導を実施することには大変困難が予想される。このような事情を勘案し、指導主事等を対象とした情報モラル指導に関する研修を実施し、情報モラル教育の一層の推進を図る。

国から講師を派遣

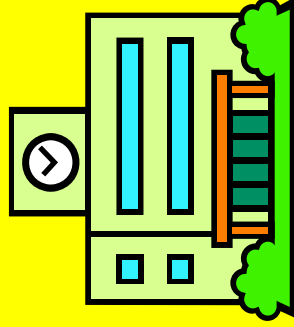


各地域で研修を開催



地域から指導主事を派遣

研修を受講した指導主事が核となって学校の情報モラル教育の推進を担う。



学校における情報モラル等の指導が充実される。

9. 環境教育の推進

(前年度予算額 1,055,459千円)
21年度予算額(案) 1,309,568千円

1 趣 旨

21世紀に生きる子どもたちに、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力が育成されるための環境教育を推進する。

(1) 環境教育推進グリーンプラン

地球規模の環境問題の解決のため、持続可能な社会を構築するための取組や低炭素社会を実現するための取組を、あらゆる分野で推進することは世界各国共通の課題となっており、学校における環境教育の重要性はますます高まっている。このため、環境教育に関する優れた実践の促進・普及や環境教育に関する研修などを、環境省との連携・協力により実施する。

(2) 農山漁村におけるふるさと生活体験推進校

児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むためには、自然体験をはじめとして様々な体験活動を行うことや、命を大切にすること、他人を思いやる心、規範意識等の育成を図ることが極めて重要である。こうしたことから、豊かな心の育成及び体験学習の推進に向けて総合的に取り組んでいくため、農林水産省、総務省と連携して実施する「子ども農山漁村交流プロジェクト」のうち、農林水産省が指定するモデル地域を活用して、1週間程度の長期宿泊体験、自然体験活動等を行う小学校をモデル校に指定し、農山漁村での長期宿泊体験活動の取組を推進。

(3) 国際的な教育連携事業の推進

諸外国や国際機関等と連携し、二国間や多国間で共通する教育課題等に的確に対処するため、教員交流や専門家派遣等を通じて、国際的な教育連携事業を推進する。

- ①持続発展教育（ESD）に関する日米教員交流プログラム（新規）
- ②日本/ユネスコパートナーシップ事業（拡充）

2 内 容

(1) 環境教育推進グリーンプラン

85,494千円(55,240千円)

①新しい環境教育の在り方に関する調査研究

学校を含め、地域が一体となって、持続可能な開発のための教育に対応した環境教育を実践する地域の指定（7地域）等の調査研究の実施

②環境教育実践普及事業

米国の提唱する「地球環境観測学習プログラム」への参加、環境教育に関する実践発表大会の開催など、環境教育に関する優れた実践を促し、その成果を全国へ普及

③環境教育・環境学習指導者養成基礎講座

環境教育に携わる指導者の養成のため、環境省との連携・協力により、教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者に対する講習会を開催

(2) 農山漁村におけるふるさと生活体験

1,050,074千円(972,219千円)

47地域×11校＝517校

(3) 国際的な教育連携事業の推進 174,000千円(28,000千円)
諸外国や国際機関等と連携し、二国間や多国間で共通する教育課題等に的確に対処するため、教員交流や専門家派遣等を通じて、国際的な教育連携事業を推進する。

①持続発展教育（ESD）に関する日米教員交流プログラム【新規】

54,000千円(新規)

「日米文化教育交流会議（カルコン）」が日米両国政府に提出した報告書における提言等を踏まえ、日米の教員各50名を相手国に招へい（2週間）する事業を実施し、日米間の教育・文化交流を強化する。

②日本/ユネスコパートナーシップ事業【拡充】 120,000千円(28,000千円)

我が国において、「持続発展教育(ESD)」をはじめとする持続可能な社会の構築のためのユネスコ活動を一層推進するため、国内の教育・研究機関や学校、NGO等の連携による調査研究・実践等事業を実施する。

【大臣官房国際課・国際統括官に計上】

環境教育推進グリーンプラン

—持続可能な社会の構築・低炭素社会の実現を目指した環境教育の推進—

平成21年度予算額(案) 85,494千円(55,240千円)

背景

- 地球規模の環境問題の解決のため、持続可能な社会を構築、低炭素社会を実現するための取組の必要性から、学校における環境教育の重要性が高まっている。
- 国際的な動向
 - ・国連において「持続可能な開発のための教育の10年(ESD)」が決議され、世界各国で鋭意取組が進められている。
- 国内的な動向
 - ・教育基本法及び学校教育法に「環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに規定。
 - ・平成20年3月に小・中学校の学習指導要領を改訂し、環境教育の内容を充実。
 - ・「21世紀環境立国戦略」(平成19年6月閣議決定)では、「21世紀環境教育プラン」の中で、学校・家庭・地域等を通じた環境教育の充実を図ることとされている。
 - ・「低炭素社会づくり行動計画」(平成20年7月閣議決定)では、「低炭素社会や持続可能な社会について学ぶ仕組み」を取り入れていくことが必要とされている。

学校教育における環境教育の推進

環境教育推進グリーンプラン

新しい環境教育の在り方に関する調査研究

- 持続可能な開発のための教育(ESD)に関する調査研究(7地域)
- 調査研究会議等の実施
 - ・事例集の作成
 - ・実践事例等の成果普及
 - ・環境学習プログラムの体系的開発 等



環境教育・環境学習指導者養成基礎講座



- 環境教育を担当する教員の資質能力の向上のための研修の実施
- 研修カリキュラム・教材の作成・配布

環境教育実践普及事業



- 地球環境観測学習プログラム(GLOBE)計画への参加
- 環境教育に関する実践発表大会(全国大会)の開催
- 普及用リーフレットの作成・配布

環境省との連携・協力

10. 幼児教育の推進

(前年度予算額 20,395,961千円)
21年度予算額(案) 21,611,492千円

1 趣 旨

教育振興基本計画、骨太の方針、5つの安心プラン等を踏まえ、幼稚園就園奨励費補助の拡充により保護者負担の軽減を図るなど幼児教育の推進を図る。

2 内 容

1. 幼稚園就園奨励費補助(拡充) 20,397,000千円(19,212,000千円)
保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図ることを目的として、保育料等を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、所要経費の一部を補助する。
①私立幼稚園の補助単価の引き上げ【5%増】
②第2子以降の保護者負担の軽減
【兄・姉が幼稚園児の場合】
第2子 0.7→0.5(半額) 第3子以降 0.2→0.0(無償)
【兄・姉が小1～3の場合】
第2子 0.9→0.9 第3子以降 0.8→0.0(無償)
2. 幼児教育の改善・充実調査研究(拡充) 81,949千円(75,961千円)
幼児教育に関する様々な課題について、市町村教委などの教育団体に調査研究を委託することにより、国として必要な支援策を検討する。
委託先 12箇所(教育委員会、学校法人、教員養成系大学等)
3. 私立幼稚園施設整備費補助 1,096,920千円(1,108,000千円)
学校法人立幼稚園等の施設の新造改築や緊急の課題となっている耐震化事業等に要する経費の一部を補助する。
・地震による倒壊等の危険性が高い(Is値0.3未満)施設の耐震補強工事
→補助率1/3から1/2に嵩上げ
※20年度1次補正予算 1,425,491千円
20年度2次補正予算案 964,063千円
4. 幼稚園教育理解推進事業 35,623千円(新規)
幼稚園における教育課程等に関する理解の一層の推進を図るための研究協議会を中央及び都道府県において開催する。
5. 認定こども園幼保連携型移行・設置促進事業
(20年度補正予算において前倒計上)
幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な支援を行うことにより認定こども園の緊急整備を図る。
※20年度1次補正予算 2,147,340千円(文科・厚労合算額)
20年度2次補正予算案 「安心こども基金(仮称)」(1,000億円)の内数
(文科・厚労合算額)

平成21年度 幼稚園就園奨励費補助の概要

(対前年度)

21年度予算額(案) 20,397百万円(+1,185百万円)
20年度予算額 19,212百万円

事業の概要

保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図ることを目的として、保育料等を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、国が所要経費の一部を補助する。
(補助率：1/3以内)

21年度予算額(案)のポイント

- 対前年度予算額 **11億9千万円増額** ⇒ 予算額総額204億円
- 対象園児1人あたりにすると **平均4,700円増額** (年額)

具体的な改善の内容

(1) 私立幼稚園の補助単価の引き上げ【5%増】

保護者負担の一層の軽減等を図るため、私立幼稚園における補助単価を引き上げる。

| | |
|---|-------------------------------|
| I 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯 | 146,200円 → 153,500円 (7,300円増) |
| II 市町村民税所得割非課税世帯 (年収290万円以下) | 110,800円 → 116,300円 (5,500円増) |
| III 市町村民税所得割課税額(34,500円以下) (年収360万円以下) | 84,200円 → 88,400円 (4,200円増) |
| IV 市町村民税所得割課税額(183,000円以下) (年収680万円以下) | 59,200円 → 62,200円 (3,000円増) |

※保育料から補助単価を差し引いた額が保護者の実負担額(保育料の全国平均は294,000円)
※年収は夫婦と子ども2人の場合を参考までに掲げている。

(2) 第2子以降の保護者負担の軽減

兄弟姉妹のいる家庭の負担軽減を図るため、第2子以降の保護者負担を軽減する。

| | | |
|-----------|-------|-----------------------|
| ・兄・姉が幼稚園児 | 第2子 | 0.7 → 0.5 (半額) |
| | 第3子以降 | 0.2 → 0.0 (無償) |
| ・兄・姉が小1~3 | 第2子 | 0.9 → 0.9 |
| | 第3子以降 | 0.8 → 0.0 (無償) |

※第1子の保護者負担割合を[1.0]とした場合の第2子以降の保護者負担割合

平成21年度 私立幼稚園施設整備費補助の概要

| | | |
|------------|----------|-------------|
| | | (対前年度) |
| 21年度予算額(案) | 1,097百万円 | (△ 11百万円) |
| 20年度補正予算額 | 2,389百万円 | |
| 計 | 3,486百万円 | (+2,378百万円) |
| 20年度予算額 | 1,108百万円 | |

事業の概要

緊急の課題となっている学校法人立幼稚園等の耐震化等に要する経費の一部を国が補助する。

21年度予算額(案)のポイント

- 対前年度予算額 **23億8千万円増額** ⇒ 予算総額 **34億9千万円**
- 地震による倒壊等の危険性が高い(Is値0.3未満)施設の耐震補強工事は、補助率を**1/2以内に嵩上げ**

対象の事業

- (1) 新築・増築・改築事業
- (2) 屋外教育環境整備
- (3) 耐震補強工事
- (4) アスベスト等対策工事

補助率

- 新增改築事業, 屋外教育環境整備, 耐震補強工事等 1/3以内
- 地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強工事 1/2以内

予算額の推移

(単位:百万円)

| 区分 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度(案) 20年度補正(案) |
|--------|---------|---------|---------|---------|----------------------|
| 予算額 | 1,254 | 1,154 | 1,119 | 1,108 | 3,486 |
| 対前年度 | △ 39 | △ 100 | △ 35 | △ 11 | 2,378 |
| 増減額(率) | (△3.0%) | (△8.0%) | (△3.0%) | (△1.0%) | 214.6% |

認定こども園への新たな財政措置

20年度1次補正予算：約21億円（文科省・厚労省合計）

20年度2次補正予算案：「安心こども基金」（仮称）1,000億円の内数（文科省・厚労省合計）

国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を行うことにより、認定こども園の緊急整備を図る

（注）私立認定こども園への措置。公立認定こども園については、別途地方財政措置を予定。

1. 国の財政支援

（1）認定こども園施設整備費補助

幼保連携型、幼稚園型、保育所型への移行を促進するために必要な施設整備費を支援

（2）認定こども園事業費補助

幼稚園型、保育所型の認可外部分（保育所機能、幼稚園機能）への事業費を支援

2. 地方財政措置

・1(1)(2)の地方負担について、地方財政措置（予定）

・地方裁量型について、地方公共団体が支援した場合に地方財政措置（予定）

認定こども園の種類と従来の財政措置

20.4.1件数 **229件**
〔類型〕

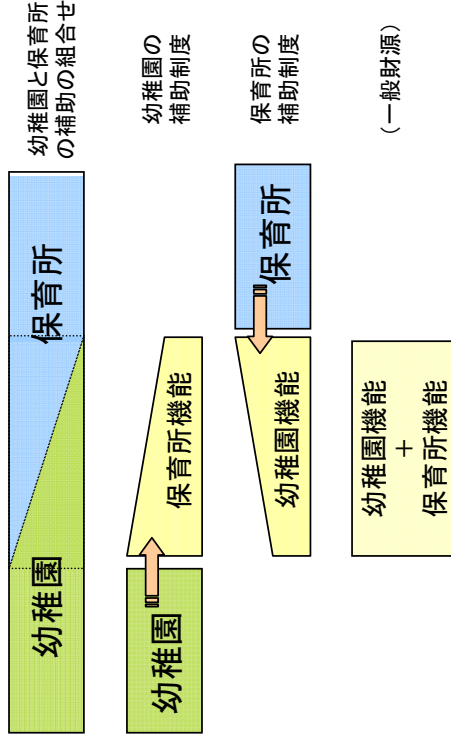
幼保連携型
(104件)

幼稚園型
(76件)

保育所型
(35件)

地方裁量型
(14件)

地域のニーズに応じた選択



新たな財政支援

1次補正 + 2次補正（施設整備費）

2次補正（都道府県における「安心こども基金」（仮称）の造成の一環として施設整備費・事業費を支援、事業期間：H20～22年度）

地方財政措置で対応予定